

川西町告示第4号

川西町登録商標「紅大豆」使用取扱要綱を次のように定める。

平成30年1月19日

川西町長 原 田 俊 二

川西町登録商標「紅大豆」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要項は、川西町が登録した「紅大豆」の商標（商標登録第5997855号。以下「商標」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(商標の権利)

第2条 商標に関する一切の権利は、町に属する。

(商標使用に係る適用範囲)

第3条 商標使用に係る指定商品及び役務の区分は、次の表のとおりとする。

区分	指定商品及び役務
第29類	大豆油、油揚げ、凍り豆腐、豆乳、豆腐、納豆、大豆
第30類	大豆のお茶、大豆を使った菓子及びパン、大豆を使ったみそ、大豆を使ったしょうゆ、大豆を使った穀物の加工品、大豆を使ったぎょうぎ、大豆を使ったハンバーガー、大豆を使ったミートパイ、大豆粉

(使用の申請)

第4条 商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「紅大豆」商標使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 国又は他の地方公共団体が、商標の使用目的に沿った普及活動を行う場合には、前項の規定による手続きを省略し、商標を使用することができる。

(承認の基準)

第5条 町長は、前条第1項の申請書の提出があったときには、次に掲げる要件を審査の上、全てに該当すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 紅大豆生産研究会が川西町内で生産した地大豆を使用していること又は川西町内で生産され町長が特に認めた地大豆を使用していること。
- (2) 商標の使用が関係法令における表示義務に違反しないこと。
- (3) 第6条の各号のいずれかに該当しないものであること。

(不承認の事由)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、商標使用を承認しないものとする。

- (1) 商標のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (2) 商標の使用によって、商品の品質の誤認又は他者の業務に係る商品との混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 町の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めるとき。
- (5) 第三者の権利を害し、又は害するおそれがあると認めるとき。
- (6) 第11条の規定により承認を取り消されたもの
- (7) その他町長が使用を承認しないことが適当であると認めた場合  
(承認の条件)

第7条 町長は、商標使用を承認するときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 商標を使用する商品の販売者の住所、氏名及び連絡先を表示すること。
- (2) 商標の使用に際しては、登録商標の上下左右いずれか一箇所に「®」又は「登録商標5997855号」を明示すること。
- (3) 商標の使用に係る権利及び義務を第三者に譲渡しないこと。
- (4) 商標の使用商品の購入者からの問い合わせに対し、誠実かつ良心的な対応をすること。
- (5) 商標の使用商品の購入者からの苦情については、適切に対応するとともに速やかに町長に報告すること。
- (6) 商標の使用商品の<sup>かし</sup>瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、誠実かつ良心的に対応すること。

(承認期間)

第8条 承認期間は、1年とし、双方異存がない場合は自動的に期間を更新するものとする。

(通知)

第9条 町長は、使用を承認したときは、申請者に「紅大豆」商標使用承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 使用の承認をしないときは、承認しない理由を付した「紅大豆」商標使用不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(商標使用料等)

第10条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)の商標使用料は無料とする。ただし、商標の表示等にかかる一切の経費は使用者が負担するものとする。

(承認の取消し等)

第11条 町長は、使用者が第7条に規定する承認の条件に違反していると認められ

るときは、期間を定めて改善を求め、これに応じないときは、第8条の規定によらず承認を取り消すことができるものとする。

2 前項に規定による承認の取消しにより使用者が損失を受けることがあっても、町はその賠償の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

「紅大豆」商標使用承認申請書

令和 年 月 日

川西町長 原田 俊二 様

申出者 住所  
氏名

㊞

登録商標「紅大豆」を使用したいので、川西町登録商標「紅大豆」使用取扱要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申し出ます。

使用目的		
商標を使用する商品名等		
使用方法を具体的に記入してください(※)		
紅大豆の仕入先住所・会社名等	①	申請者の仕入先
	②	① 業者の仕入先
	③	② 業者の仕入先
添付書類等		

※段ボール、パンフレット、インターネットのホームページ上の使用など、具体的な資材名や表示媒体等を記入してください。

担当者氏名		連絡先住所	
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

様式第2号（第9条第1項関係）

「紅大豆」商標使用承認通知書

年 月 日

申出者 住所  
氏名

川西町長

印

年 月 日付で申請のありました、「紅大豆」商標使用承認申請書の内容について審査した結果、商標使用を承認しましたので、川西町登録商標「紅大豆」使用取扱要綱第9条第1項の規定に基づき通知します。

1 商標使用対象商品

商品名	
-----	--

2 商標使用承認の条件

- (1) 商標を使用する商品の販売者の住所、氏名及び連絡先を表示すること。
- (2) 商標の使用に係る権利及び義務を第三者に譲渡しないこと。
- (3) 商標の使用商品の購入者からの問い合わせに対し、誠実かつ良心的な対応をすること。
- (4) 商標の使用商品の購入者からの苦情については、適切に対応するとともに速やかに町長に報告すること。
- (5) 商標の使用商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、誠実かつ良心的に対応すること。

様式第3号（第9条第2項関係）

「紅大豆」商標使用不承認通知書

年 月 日

申出者 住所  
氏名

川西町長

印

年 月 日付で申請のありました、「紅大豆」商標使用承認申請書の内容について審査した結果、商標使用を不承認としましたので、川西町登録商標「紅大豆」使用取扱要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

1 商標使用不承認の理由